

議員提出第六号議案

アスベスト被害を抑える対策の強化を求める意見書

現在、アスベストによる健康被害が生じた場合は、労災保険制度による補償や、石綿健康被害救済制度による救済給付、建設アスベスト給付金制度による給付金等が支給されている。しかし、アスベストによる健康被害は今も増え続けており、アスベストによる健康被害者からは、一日も早い治療法の確立が求められている。

また、アスベスト建材の使用ピークから約五十年が経過し、当時建築されたビルや家屋の老朽化による解体もピークを迎えることが見込まれている。

よって、国会及び政府におかれては、アスベストによる健康被害者の治療法の一日も早い確立と更なるアスベスト被害の発生防止に向け、次の事項に全力で取り組むことを強く求める。

- 一 アスベストによる健康被害者の治療や症状の進行抑制に効果のある研究、開発を促進し、そのための安定的な予算を確保すること。
- 二 地域の建築物におけるアスベストが含まれる建材の使用の有無の事前調査と解体、処分までの追跡調査を強化すること。
- 三 改正大気汚染防止法による建物の解体などにおける飛散防止対策の実施状況調査を強化すること。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和五年三月十七日

大分県議会議長 御手洗 吉生

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣
環境大臣

細田博之殿
尾辻秀久殿
岸田文雄殿
鈴木俊一殿
加藤勝信殿
斉藤鉄夫殿
西村明宏殿